

## ●年金支給開始請求書・年金裁定請求書に関するQ&A

**Q1** 年金支給開始請求書の添付書類に「当基金の年金証書」とありますが、手元に年金証書と退職年金証書があります。どちらを添付すればよいですか。

**A1** 年金証書は請求書の手続き終了後に新しく発行されるため両方とも添付ください。  
なお、年金額を確認される場合は発行された年月日が新しい年金証書をご確認ください。

**Q2** 年金額の確認方法を教えてください。

**A2** 年金請求手続き終了後に送付される、「年金証書」、「裁定通知書」で確認することができます。

(ご参考)年金見込額の確認方法

- ・年金・一時金試算回答票:信用金庫等退職時に年金見込額試算の依頼をされていた場合
- ・未裁定待期開始通知書:信用金庫年金から退職後に送付された通知書
- ・退職年金証書(2004(平成16)年5月発行)がお手元にある方は記載金額が年金額となります。

なお、年金額は個人情報のため直接お電話でお答えすることはできません。